

三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部 第2回本庁対策本部員会議事項書

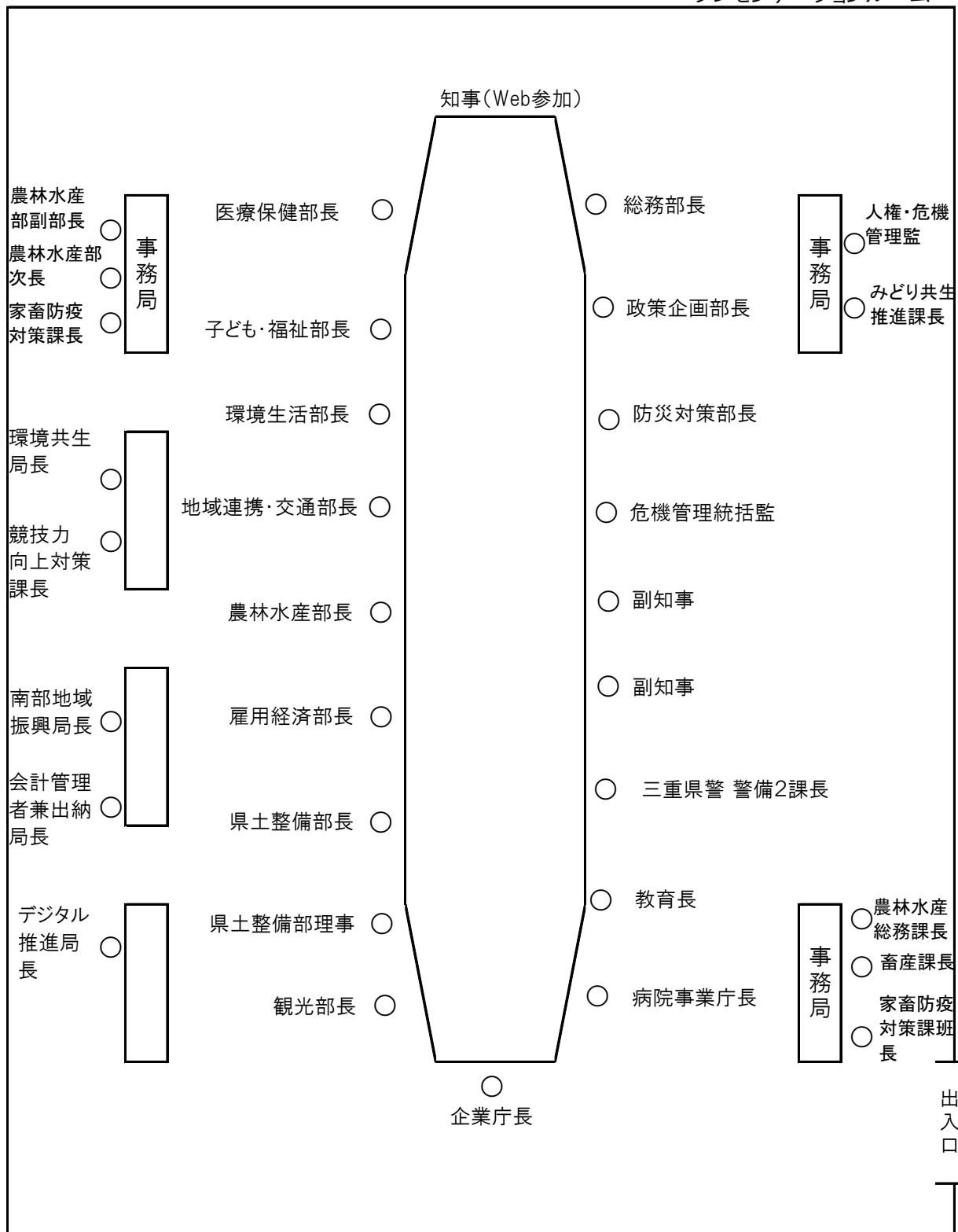
日時：令和8年1月13日（火）11時00分から

場所：プレゼンテーションルーム

- 1 津市内農場における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確定について
【資料1】
- 2 防疫措置の状況について
【資料2】
- 3 経営相談窓口等の設置について
【資料3】
- 4 本部長指示事項
【資料4】

三重県高病原性鳥インフルエンザ対策本部本部員会議 座席表

プレゼンテーションルーム



令和 8 年 1 月 13 日
農林水産部

津市内農場における高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確定について

1 患畜発生農場の概要

所在 地：津市

飼養状況：採卵鶏 25,000 羽

移動制限区域（発生農場から 3km 以内）内の農場

：3 農場、約 598,000 羽

搬出制限区域（発生農場から 3km～10km 圏内）内の農場

：4 農場、約 1,800 羽

2 経緯

- (1) 昨日（1月12日（月曜日））、三重県中央家畜保健衛生所（以下、「中央家保」という。）は、津市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- (2) 同日、中央家保が、当該農場の家きんについて、鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ、陽性であることが判明しました。
- (3) 本日（1月13日（火曜日））、中央家保が当該農場の家きんについて、遺伝子検査を実施した結果、10羽中7羽が陽性となり、同日9時に農林水産省によりH5亜型の高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（※）と確定されました。

※家畜伝染病予防法に基づき、発生予防とまん延防止のために特別な防疫措置の対象となる家畜のこと。

| 日 時 | 状 况 |
|---------------------|--|
| 1月12日（月） 8時30分 | 当該農場から中央家畜保健衛生所（以下、「家保」という。）に、家きんに異常がある旨通報 内容：同一鶏舎内で6羽死亡。 前日の当該鶏舎での死亡数は4羽。 |
| 1月12日（月） 10時00分頃 | 農場内での簡易検査の結果、10羽中8羽において陽性を確認。検体を中央家保へ搬送開始 |
| 1月12日（月） 17時36分 | 中央家保における簡易検査の結果、10羽中7羽において陽性を確認。遺伝子検査を開始。 |
| 1月13日（火） 9時00分 | 中央家保での遺伝子検査の結果、10羽中7羽において陽性を確認し、農林水産省動物衛生課において判定が行われ、疑似患畜と確定。 殺処分を開始 |
| 1月13日（火） 9時00分～ | 発生農場から3km圏内の3農場に立ち入り、発生状況確認検査を実施 |

令和8年1月13日
農林水産部

防疫措置の状況について

1 発生農場の防疫措置

同居家きん（約2万5,000羽）の殺処分、汚染物品の焼却及び農場の消毒等

2 防疫措置状況

1月13日（火）10時時点の防疫措置状況は、以下のとおりです。

今後も、適切に防疫措置を実施していきます。

| 作業内容 | 対応状況 | 備考 |
|------------------------------------|--------------------------|-----------|
| 農場内での防疫作業 | | |
| ・殺処分実施 | 280羽 (1.1%) | 1月13日9時開始 |
| ・掘削作業実施 | 1月13日 10時20分開始予定 | |
| ・埋却実施 | 未着手 | |
| ・汚染物処理 | 未着手（殺処分完了後） | |
| ・農場消毒実施 | 未着手（殺処分完了後） | |
| 農場周辺の作業 | | |
| ・消毒ポイント設置 | 1月13日7時00分から 4か所で稼働開始 | |
| ・交通規制実施 | 規制箇所なし | |
| 防疫作業等人員の動員状況【速報値】 | | |
| ・動員人数 | 累計 90名 | |

令和 8 年 1 月 13 日
農林水産部

高病原性鳥インフルエンザ発生により影響を受けた農業者 向けの「経営相談窓口」等の設置について

県では、県内で発生した高病原性鳥インフルエンザの影響により、業況が悪化した農業者・中小企業者等向けの経営相談窓口及び消費者向けの相談窓口を下記のとおり設置しました。

今後は、それぞれの相談窓口において、事業者支援と相談対応を行ってまいります。

1. 開設日：令和 8 年 1 月 13 日（火）午前 9 時
2. 相談時間：開庁日の午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

3. 設置場所

【農業者向け】

①農林水産部担い手支援課 担い手育成班

所在地 津市広明町 13 番地 県庁 6 階

電話 059-224-2354

②農林水産部畜産課畜産振興班

所在地 津市広明町 13 番地 県庁 6 階

電話 059-224-2541

【中小企業者等向け】

雇用経済部中小企業・サービス産業振興課 金融支援班

所在地 津市広明町 13 番地 県庁 8 階

電話 059-224-2447

【消費者向け】

農林水産部農産物安全・流通課食の安全・安心班

所在地 津市広明町 13 番地 県庁 6 階

電話 059-224-3154

4. 内容

【農業者向け】

農業制度資金（農林漁業セーフティネット資金等）の案内 等

【中小企業者等向け】

三重県中小企業融資制度（県融資制度）の案内 等

【消費者向け】

高病原性鳥インフルエンザ、鶏卵・鶏肉の安全性に関する相談 等

本部長指示事項

○令和8年1月13日（火）に、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確定した、津市の養鶏農場における早期の防疫措置の終了及び、感染拡大の防止に向けて、以下の4点について指示する。

1 防疫措置の徹底について

- （1）発生農場における患畜の殺処分等の防疫措置について、これまでの訓練や、過去の発生時の教訓をふまえ、全庁を挙げて万全の体制を構築し迅速かつ的確に取り組むこと。
 - （2）感染拡大の防止と新たな発生に備えて、周辺の養鶏農家における高病原性鳥インフルエンザの発生動向の確認を徹底すること。
 - （3）高病原性鳥インフルエンザの発生予防とまん延の防止に向けて、県内養鶏農家に対し、飼養衛生管理基準の遵守徹底、防疫対策の再点検・強化及び、異常発見時の早期通報を徹底すること。
- 2 相談窓口において、農業者や消費者に寄り添った丁寧な対応を行うこと。
 - 3 県民や養鶏農家の不安を払拭するため、正確な情報を迅速に提供し、風評被害の発生防止に努めること。
 - 4 感染拡大の防止に向け、国との緊密な連携を行い対応にあたること。